

中国における海洋葬の実施状況とその特徴

—日中両国比較の視点から—

于 晶

要 旨

近年、中国では海洋葬が普及し始めているが、それを詳しく紹介する研究は少ない。また、日本においても海洋葬を実施している会社や協会が多いにもかかわらず、研究が欠けている。本稿では、中国の海洋葬の特徴を明らかにするため、日中両国の海洋葬の申請方法や式進行を比較し、中国の海洋葬の特徴を分析した。その結果、中国の海洋葬は政府により管轄・推進されており、「散骨」ではなく、「海中沈葬」という形で行われることが明らかになった。また、インタビューやアンケート調査から海洋葬を選択する理由を考察し、日中両国で海洋葬が広がる要因を比較した。最後に、以上の調査を踏まえた結論を導いた。

【キーワード：海洋葬／新しい葬制／比較の視点／社会問題／政府政策】

1. はじめに

本稿では、近年中国で盛んになった海洋葬¹の実施状況とその特徴を日中比較の視点から考察する。海洋に散骨する海洋葬では墓石を設置せず、墓が無いのは当然である。一方、新聞などには、海洋葬の祭祀²活動に関する記事が書かれている³。つまり、海洋葬にも祭祀があり、海洋葬は単なる遺骨処理または遺骨廃棄⁴ではなく、祭祀を含んだ葬制の一つだと言える。そこで、本稿では新しい葬制としての海洋葬を一般的な葬制と異なる部分、いわゆる遺骨処理の方法、及び散骨後の祭祀に焦点を置いて論じる。また、中国の海洋葬の特徴をより一層明確化するために、日本で実施されている海洋葬と比較しながら分析する。

日本の葬送・墓制に関する先行研究の中には、山田慎也の『現代日本の死と葬儀－葬祭業の展開と死生観の変容』、国立歴史民俗博物館他編の『変容する死の文化－現代東アジアの葬送と墓制』や森謙二の『墓と葬送のゆくえ』など、伝統的な葬送・墓制が既に変容していると指摘するものは少なくない。しかし、近年広がりつつある新しい葬制である「海洋葬」に絞った研究の数は少ない。その中で、自身でも海洋散骨を実践している村田ますみの『お墓に入りたくない！散骨という選択』には、海洋散骨会社を設立した理由や海洋葬の社会的背景などが書かれている。本稿では、日本の海洋葬に関しては、この資料を参考に、フィールドワークを踏まえ、東京都内で行われる海洋葬を例として、式進行を紹介する。具体的には、2016年7月1日（1回）と8月24日（2回）の計3回行われた株式会社ハウスボートクラブ（村田の会社）が主催する「海洋散骨体験クルーズ」（海洋葬の希望者が集まり、海洋葬を模擬体験する活動）を取り上げる。

また、中国の海洋葬に関する先行研究においては、北京市や山東省青島市の海洋葬に言及した論

文（裴春悦他、2015）（張新江他、2014）はあるが、全国的な実施状況に関する詳しく、かつ総合的な研究はない。そこで、本稿ではインターネット検索により、各地の新聞やニュース、各行政機関の公布文書や通知などを収集する。加えて、海洋葬の具体的な申請方法、式進行や特徴を調べるために、海洋葬の開始が比較的早く、かつ海洋葬を実施する都市が多い遼寧省の大連市で現地調査を行った。具体的には、2015年8月22日、大連市民政局⁵が主催した「大連市第207回海洋葬」を取り上げる。

2. 日本の海洋葬—東京の一事例

2.1. 海洋葬の実施状況

1991年10月5日、日本で初めて海（相模灘）への散骨を行ったNPO法人「葬送の自由をすすめる会」は、墓地の造成によってもたらされる環境破壊を避け、散骨によって自然に還る葬送を「自然葬」と名付けた⁶。また、散骨の適法性については、1991年に、法務省が「刑法190条の遺骨遺棄罪の規定は、社会風俗としての宗教的感情を保護するのが目的であり、葬送のための祭祀のひとつとして節度をもって行われる限り、遺骨遺棄罪にはあたらない」という見解を示している⁷。

現在多くの会社や公益財団法人が海洋葬の事業を行っている。例えば、調査した一般社団法人日本海洋散骨協会⁸には、合わせて21社の葬儀会社が加盟している。それぞれの会社の所在地は日本の南端の沖縄県から、福岡県、大阪府、東京都、福島県、北端の北海道に至り、散骨場所も全国各地にある。協会の代表である村田ますみが運営しているハウスボートクラブの事業に関する調査を行った結果によれば、現在までに散骨された故人が最も多いのは東京都のようである。また、東京ビッグサイトで開催された「エンディング産業展2016」において調査した公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会⁹によると、同協会による散骨は、沖縄県で最も多く行われたが、東京都での散骨件数も少なくないようである。上述のハウスボートクラブは、2007年の事業開始時には年間5件のみ取り扱ったが、その後徐々に増え（2011年を除く）、2015年は年間216件に達した。2016年には、8月22日時点までで既に170件に達した。つまり、全国で海に散骨された故人の総数に関する統計データは欠けているものの、海への故人の散骨は近年徐々に増える傾向にある。

2.2. 海洋葬の申し込み方法

ハウスボートクラブが主催する海洋葬では、会社に直接申し込み、書類（申込書や埋火葬許可証など）を提出する¹⁰。会社や協会により、提供するサービスはそれぞれ異なるが、大体「個別散骨」（一つの家族による）、「合同散骨」（複数の家族による）と「代行委託」という三つのパターンがある¹¹。ハウスボートクラブのセミナー（2016年8月22日、「エンディング産業展2016」）の説明によると、2014年までは「代行委託」が最も多かったが、その後「個別散骨」と「合同散骨」の割合が増加しつつあり、特に「個別散骨」が最も多くなり、2016年現在、「個別散骨」の割合は50%に近い。

ハウスボートクラブが提供するサービスの金額は以下のようなになる¹²。

- チャーター散骨プラン(個別散骨):定員24名、220,000円(税別)。このプランに含まれるサービスは、散骨用献花(花びら)、ドリンク・お茶菓子、写真撮影、散骨証明書、船舶チャーター料、棧橋使用料とセレモニー料である。

- 合同乗船散骨プラン:定員2名、120,000円(税別)。このプランに含まれるサービスは、散骨用献花(花びら)、ドリンク・お茶菓子、写真撮影、散骨証明書、乗船料とセレモニー料である。

- 代行委託散骨プラン:遺骨1柱につき、50,000円(税別)。このプランに含まれるサービスは、散骨用献花(花びら)、写真撮影、散骨証明書とセレモニー料である。

その他、散骨前に遺骨を粉末化するため、遺骨1柱につき3万円が必要である。また、会食プランや生花祭壇などというオプションに、別途料金が発生する場合もある。

2.3. 海洋葬の式進行

ここではサービス提供が最も多いチャーター散骨(生花祭壇と会食付き)を説明する。

- (1) 海洋葬参列者(遺族・友人など)は指定された時間までに棧橋に集まり、乗船する。
- (2) 出航後、散骨場所到着前に、スタッフが船の構造や注意点等を説明し、海洋葬の開始を正式に告知する。その後、遺族の代表者が挨拶し、会葬者は順番に献花する(ここでの献花はオプションである)。献花後、「おくり鳩」(鳩の形をした水溶性の紙のメッセージカード。オプション)に故人へのメッセージを書く(内側に故人へのメッセージ、裏に会葬者の個人名を記入)。スタッフは献花と「おくり鳩」を集め、花の茎を切り、人数分の遺骨袋(水溶性の紙製)の上に、花と「おくり鳩」を乗せる。
- (3) 散骨場所(羽田空港付近)に到着して停船後、会葬者は1階の甲板に行き、遺骨袋・花・「おくり鳩」を受け取って海に散き、その後、花びらを撒く。紙袋の遺骨袋は海に投入されると、直ちに沈んで溶ける。その後、会葬者全員は船の2階に上り、船長が鈴を鳴らす間、黙祷する。黙祷後、船は散骨場所を三回回り、お台場に向けて出航する。
- (4) お台場に到着後停船し、会食が始まる。会食後、船は帰航する。遺族は、散骨地点の緯度・経度を記した「散骨証明書」を後日もらうことができる。

2.4. 海上の祭祀

ハウスボートクラブは散骨だけでなく、その後の祭祀も提供している。具体的には、個別祭祀の「メモリアルクルーズ(チャーター)」(170,000円、税別)と合同祭祀の「合同メモリアルクルーズ」(5,000円、税別)である。個別祭祀では希望日の選択が可能であるが、合同祭祀は年間14回(月に1回と春分の日、秋分の日)行われ、個別祭祀より人気がある。特に、彼岸に当たる春分の日と秋分の日が満席の場合がよくある。祭祀においては、船が散骨地点(または付近)に到着後、海に献花する。特別なセレモニーはない。

3. 中国の海洋葬—遼寧省大連市の事例

3.1. 海洋葬の実施状況

一般的に、中国の海洋葬は「集体海葬（集団海洋葬）」¹³という形で行われる。民政局が直接海洋葬を管理・運営する都市がある一方、民政局が、殯儀館や「公墓（共同墓地）」、葬儀会社に委託・運営させている都市がある。

中国最大のインターネット検索エンジン「百度」で「海（洋）葬」をキーワードに検索すると（2016年5月30日16時17分最終検索）、200項に及ぶ検索結果の中で、北京市、上海市、天津市¹⁴、大連市（遼寧省）及び青島市（山東省）が多出し、その他、遼寧省の瀋陽市・盤錦市・撫順市・鉄嶺市・營口市・鞍山市・錦州市、山東省の済南市・煙台市・威海市・東営市、黒竜江省の哈爾濱市、河北省の石家庄市・唐山市、江蘇省の無錫市・南通市、浙江省の寧波市・金華市・舟山市・嘉興市・温州市、福建省の福州市・廈門市、広東省の広州市・深圳市・汕頭市・惠州市などの名が挙がってきた。これらの都市は、ほぼ海に沿って分布する。その中で、最も早く海洋葬を実施した都市は広州市（1988年4月26日）であり、海洋葬の人数が最も多いのは汕頭市（計8万人強）である¹⁵。

また、各年度の海洋葬実施都市数を表す図1によれば、矢印が示すように、1996年から1999年までに、海洋葬を実施する都市の数が明らかに増加し、その中の瀋陽市・大連市・營口市・撫順市・盤錦市・錦州市は東北地域の6都市である。また、大連市は遼寧省で海洋葬を実施している都市の半数の都市の散骨場所になっているのみならず、他省（黒竜江省の哈爾濱市）の散骨場所としても大切な役割を担っている¹⁶。

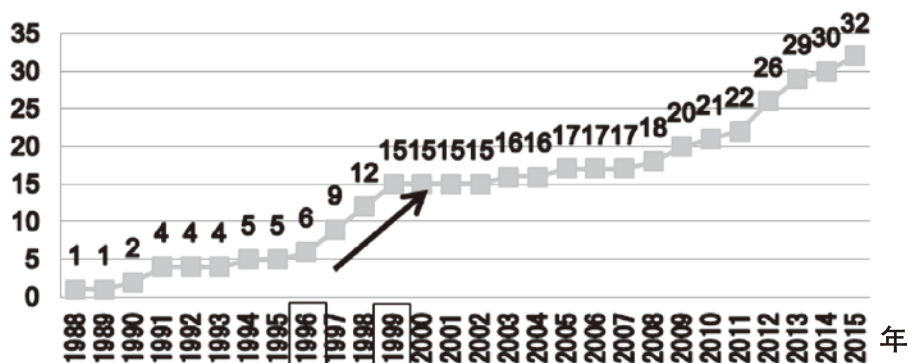


図1 海洋葬実施の都市数

ところで、2000年代に実施都市数の増加停滞がしているが、この時期、図2のように、海洋葬の代わりに樹木葬が明らかに増加している。また、中国統計局の人口年齢調査をみると、表1のように、65歳以上の高齢者の比率は徐々に増え、2000年に65歳以上の高齢者は全人口の6.96%になった。高齢者比率が7%を超えると高齢化社会になるとされるので、中国は2000年以降高齢化社会になったと言える¹⁷。高齢化社会の到来により、年間死亡者数の急増や、墓地不足といった問題に直面する

ことは予測される事態であり、このため、政府が2000年以降、一気に「土地を節約する」¹⁸樹木葬を推進し実施したのであろう。

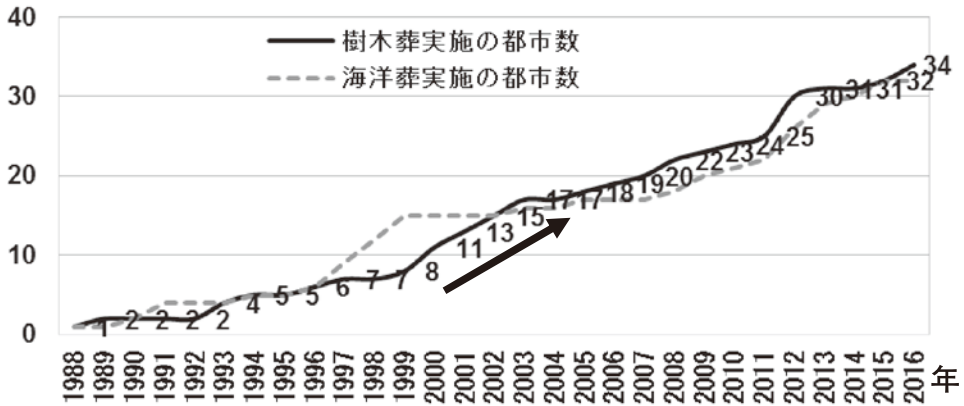


図2 実施都市数の比較¹⁹

表1 高齢者の比率 (%)²⁰

年齢 \ 年度	1953	1964	1982	1990	2000	2010
0～14歳	36.28	40.69	33.59	27.69	22.89	16.60
15～64歳	59.31	55.75	61.5	66.74	70.15	70.14
65歳以上	4.41	3.56	4.91	5.57	6.96	8.87

海洋葬による散骨を奨励するため、地方政府が補助金政策を打ち出している場合がある。海洋葬の経費を補助金導入により軽減することや、遺族の無料参列を可能にすることなどで、補助金政策は海洋葬の一層の普及の起爆剤となっている。例えば、北京市民政局が2009年3月に海洋葬散骨補助（金）政策を告知して以降の2010年から、散骨された故人数は3倍にもなった²¹。

3.2. 海洋葬の申請方法

大連市主催の海洋葬は、同市民政局が管轄する「殯葬連合会」で書類申請することから始まる²²。海洋葬を希望する遺族は、「殯葬連合会事務局」で申請用紙に提出資料²³を添え提出する。「殯葬連合会」は参列者の総人数・天気の情報などにより、海洋葬の日時を決め、その二日前までに申請者に通知する。

大連市民政局は2009年から無料散骨を実施し、2014年の年末までに計2,400人の遺骨が無料で散骨され、約200万円²⁴の費用が免除された（『大連日報』2015年7月9日）。大連市の海洋葬に関する具体的な費用とその免除政策は以下ようになる（『大連晩報』2014年4月4日）。

- 海洋葬の基本的な費用：800円（約12,240円）。故人が大連市民であれば、全額免除される。
- 遺族の海洋葬の参列費用（バス及び船などの使用料）：一人当たり100円（約1,530円）。大連市民の遺族であれば、3人以内は全額免除される。3人を越えた分は、免除されない。

3. 3. 海洋葬の式進行

2015年8月22日の第207回の海洋葬では、計63人の故人が散骨され、約200人の遺族が参列した。式は以下のように進められた。

- (1) 海洋葬参列者（遺族・友人など）は指定場所に集合し、「殯葬連合会」が用意したバスで乗船場に行く（自家用車で直接行くことも可能）。参列者は乗船前に、一人一本ずつ黄色の菊の花を受け取る。
- (2) 出航。散骨場所到着前に、スタッフは散骨の注意点を述べ、海洋葬開始を正式に告知する。その後、参列者は全員総立ちで脱帽し、一分ほどの黙祷が行われる。黙祷後、「祭文（故人に対する言葉）」が読み上げられ、散骨方法の説明が行われる。
- (3) 散骨場所（「棒槌島」付近）に到着し、停船後に参列者は甲板の左右に分かれ散骨を開始する。スタッフは、壺（蓋・閉じるためのロープ付き、蓋の上に花を挿す四つの穴がある）、白い手袋（遺骨を手に取るため）、赤い袋（遺骨を入れるため）、長いロープ（海に壺を投入するため）、花（菊・ガーベラ等）などの散骨用品を整えておく。遺族は自然に分解可能な壺を受領後、蓋を開ける。壺の中には、祭祀に関する品²⁵が入っている。遺族は壺の蓋を開け、白い手袋をはめて、故人の遺骨（火葬後まだ骨の状態が残っている）²⁶を赤い袋に入れる。遺骨の入った赤い袋を壺の中に入れ、ロープで蓋をしっかりと閉める。投入用の長いロープを蓋のロープに結びつけ、花を蓋の穴に挿す。その後、ロープを使い、ゆっくり海中に壺を投入する。散骨後、遺族は船室で故人名が記載された「海洋葬証明書」を受領する。

3. 4. 海上の共同祭祀

海洋葬の式進行を改善しその利便性を高めて一層の普及を図るため、大連市民政局は2015年から、「清明節」²⁷の前に「公祭活動（共同祭祀）」を始めた。

海洋葬に参列した遺族は、一家族につき二人まで、大連市民政局に無料共同祭祀の参加を申請することができる。申請期間は「清明節」の数日前からのごく短期間であるため、遺族全員の希望が実現することは稀である。遺族は申請時に、乗船切符、海洋葬の宣伝DVD、「黄色帯（リボン）」、故人への伝言の紙「寄語卡」などを受領し、その場で「寄語卡」に数行の想いを記し、「記念罐（記念壺）」の中に入れる。共同祭祀当日、遺族は左胸に「黄色帯」を付けて指定された棧橋に集合し、乗船の際に、一束の花（白か黄色の菊）とバケツ一杯の花びらを受け取る。海に花と花びらを撒き、遺族全員の「寄語卡」が入った「記念罐」を海に投入する。

4. 日本との比較の視点から見た中国における海洋葬の特徴

4.1. 政府の全般的な管轄・推進

日本での会社や協会による運営とは違い、中国では、政府が海洋葬を全般的に管轄・推進し、「集団海洋葬」という形で運営しており、補助金政策を打ち出す場合もあるため、海洋葬の金額は、より安く、大人数での海洋葬の実施も可能である。一方、集団海洋葬であるため、個々の遺族への対応が十分とは言えず、散骨時間、祭祀時間も自由に決めることは不可能である。その他、集団的に行われる現在の海洋葬では、故人の火葬後も、遺族は政府が決定する海洋葬実施の日を待ち続けなければならない、なかなか海洋葬を行うことができないのである。例えば、海洋葬の申請人数が多い上海市では、その実施許可を得るのに数年もかかっていたため、上海市民政局は2014年3月から海洋葬の回数を年間12回も増した。これにより海洋葬を希望する遺族の「待ち時間」は一年から半年に短縮された（『新聞晨报』2014年3月13日）。

中国では、海洋葬のような新しい葬制だけでなく、伝統的な葬制や、一般的な葬制²⁸、墓地の管理に対しても、政府は関与し続けている。1750年頃から1920年までの中国においては、葬送の儀礼行為や手順などに共通性が見られ、当時標準とされていた儀礼には死の告知、喪服の着用、遺体の沐浴、死者への食品などの移送、位牌の準備と設置、儀礼専門職への支払い、遺体に伴う鎮魂の音楽、遺体の密閉納棺、共同体からの棺の排除という要素が求められる（ワトソン（1994：21-28）という。しかし、1945年、中華人民共和国建国後、共産党は伝統的な葬制は贅沢かつ複雑すぎるうえに、封建的であると判断し、葬送儀礼に関する改革が行われた。それにより、葬送儀礼は徐々に変容し、火葬が一般化し、殯儀館での新式葬儀²⁹である追悼会³⁰が推進されるようになった。「殯儀館」とは、葬儀式場に火葬場も付設している施設であり、2013年、中国全国でその数は1,784館に達し、政府の民政部門管轄下の共同墓地も1,506ヶ所になった（李伯森他（2015：19））。また、殯儀館と共同墓地は、大部分が民政局の運営によるもので、個人投資による殯儀館または共同墓地もあるが、その株式の一部は民政部門の所有である（王夫子（2014：125以下））。その結果、殯儀館での追悼会と火葬が現在の一般的な葬制となった。

この現代の一般的な葬制に対しても、政府が新たに関与しつつある。例えば、祭祀に使われてきた「冥幣（あの世で使える金）」を、政府は封建的な祭祀用品だと判断したため、「冥幣」を燃やすという祭祀活動の廃止を呼びかけている。さらに、法的に、祭祀用品の使用や販売などに対して詳しく規制する場合もある。例えば、大連市政府は、「大連市人民政府関于深入推進文明殯葬工作的通告（大連市人民政府の文明葬制の推進に関する通知）」という布告を出し、2015年8月1日から、道路・公園・居住区などの公共の場所で「冥幣」を撒く・燃やすこと、封建的な祭祀用品を生産・販売・運送することなどが禁止されるようになる（『大連日報』2015年7月9日）。しかし、こうした政府の意向と民衆の感情や要求とが合致しない場合があり、政府に対する様々な反発がしばしば生じた。以下にその例を挙げる。農業地域に存在する墓地の一掃と、火葬をより推進することなどを理由に、2012年3月から河南省周口市で「平墳運動（墓地を取り除く運動）」が行われ、その後の半年の間に350万以上の墓が取り除かれてしまった。このことは祖先の墓を破壊された民衆の反

発を生み、北京市の中央政府に赴き、平墳運動の主導者である朱偉の専制を告発した人もいる。この事件は全国の人々の関心をも引き起こし、「政府の政策と伝統的な文化の対決」と呼ばれている³¹。2012年末に、国務院（中華人民共和国の最高の国家行政機関）は『殯葬管理条例』の第20条を改正し、条例に違反している墓地を取り除く際に、「（民衆に）拒絶された場合、（民政部門が）強制的に執行することができる：（ ）は引用者」という言葉を削除した（汪俊英（2015：80））。2014年、朱偉は調査され、免職になった。それは民衆の伝統的な文化の勝利だとも言えるが、その後も類似する問題が止まることはなかった。安徽省安慶市では2014年6月1日から火葬を強制する制度が実施される予定だったが、土葬を希望していた数人の老人が、制度の実施される前に自殺してしまった（『新京報』2014年5月28日）という「安徽安慶老人自殺事件」（李伯森他（2015：22））が発生した。

現在、政府は葬送儀礼の改革や封建的な祭祀の廃止などにおいて、強制的な手段を用いず、呼びかけなどの緩やかな方法で葬制改革を進めているが、政策と伝統的な文化の齟齬はまだ存在している。2016年3月29日、北京市の朝陽区における「長春園」という墓地では「冥幣」を燃やすことが禁止されているが、遺族は墓地の外の歩道で「冥幣」を燃やしていた。結局、「城管（治安要員）」が水で火を消し、その行為の中止を呼びかけた³²。また、新しい海洋葬の推進に対しても、抵抗する人が現れている。惠州市民政局は20万人以上の市民に海洋葬の宣伝ショートメッセージを送ったが、その中の7、8人は民政局に苦情の電話をしたとされる（『南方都市報』2015年3月30日）。

一方、日本の場合は、江戸時代から檀家制度が実施されてきたが、現在、檀家が減少し、寺の消滅が進んでいる³³。仏教式の葬式は長年最も多くの割合を占めているが、減少しつつあり、その代わりに、無宗教の葬式が現れた。1995年の日本消費者協会のアンケート調査によれば、日本人の行った葬式においては、94.1%が仏教式で、3.4%が神道式で、0.7%がキリスト教式だと判明した（祝大鳴（1996：49））。2014年に日本消費者協会が出版した『第10回「葬儀についてのアンケート調査」報告書』（2014：6）においては、仏教式91.5%、無宗教4.0%、キリスト教式1.7%、神道式1.4%と変わった。また、「葬送の自由」³⁴という考えも広がりつつある。1999年、自然を保護し、遺骨を自然に還すことを理念とした樹木葬を行う寺も現れ、多くの人の共感を得た。また、前述のように、葬送の自由を推進するために、NPO法人「葬送の自由をすすめる会」は1991年に日本における初の海洋葬を実施した。更に、2009年から「終活」³⁵という言葉が現れ、生前に自分なりの葬式や墓を考える事前準備や、生きることをよりよくする活動が流行している。つまり、日本の伝統的な葬制の変化や海洋葬・樹木葬などの新しい葬制の誕生には、政府の政策による影響は少ない。逆に、中国の場合は、中国政府の政策が海洋葬の誕生や実施に対して決定的に影響している。

4. 2. 「海中沈葬」

日本の海洋葬では、環境の保護に配慮し、火葬した骨をさらに粉末にし、花の茎を切り、水溶性の紙を使う。一方、中国の海洋葬は、骨を粉末化せず、壺を使い、「散骨」の代わりに「海中沈葬」という形で行われる。また、一般的な葬制と同じように、赤い袋（布製、厄除けのため）を使って行われるものもある。中国の海洋葬は墓石を設置していないものの、一般的な葬制と同じように行

われる部分があり、日本と比べると、中国の海洋葬は一般的な葬制との境界が曖昧である。

日本では、最初から葬送の自由と環境の保護という点から海洋葬が実施されていたが、中国政府が海洋葬を実施し始めた理由は、土地の不足と環境の問題である。中国では毎年の死亡人口が多く、求められる墓の数も膨大であり、共同墓地も満杯で絶対的な墓不足に陥っているのが現状である。例えば、大連市では毎年約4万もの人が死亡する。仮にこの死亡者全員を墓地に埋葬するなら、少なくとも4万平方メートルの土地が必要となる。そうすると、10年後には、大連市のすべての墓地は満杯になり、その後の故人の埋葬場所がなくなるのは必定である（『半島晨报』2015年8月3日）。2016年4月4日付の『汕頭都市報』には、「汕頭市の大規模共同墓地の一つである中華永久墓園内の香炉山墓区には7,000以上の墓があるが、ここもすでに7年前にほぼ満杯になった。一方、同じ墓園の鸡笼山墓区には約2万の墓が5,000程残っているが、それでも毎年1,000人の死者が出てくるとなれば、ここも4、5年後には満杯となると予測される」との記事が出た。また、膨大な墓を作るため、多くの土地が必要であるのみならず、墓石に使われる資材も半分以上が再生できない天然石である³⁶。そこで、墓の不足、多くの土地の使用や天然資材の再生不能などの問題を踏まえ、中国政府は、環境に優しい葬制、特に土地を節約する葬制に注目し、積極的に宣伝し、推進している。

しかし、海洋葬においては、骨を粉末にせず、分解しにくい布や花の茎も投入し、さらに、樹木葬には石碑を設置するものもある。新しく推進する葬制は本当に環境保全につながるのだろうかという疑問がある。やはり、政府の政策は、環境保護よりも土地を節約する葬制の推進を優先する傾向が強く、海洋葬と樹木葬は一般的な葬制と比べてどのように新しいのかについてもまだ明確になっていない。

では、中国人はなぜ海洋葬を選ぶのか。筆者は前述の2015年8月22日の海洋葬に参加見学した際、参加者に対面のインタビュー調査を行った。まず、海洋葬が故人の生前の希望なのか、あるいは遺族の希望なのかについて尋ねた。インタビューに応じた13人の遺族が計16人について「海中沈葬」を行ったが、その中の9件が故人自身の希望で海洋葬を行い、7件がそうではない。また、自分の意志で海洋葬を選んだ9人の故人の中で、3人が「海洋葬は国の発展のためによい」、「国の政策を支持する」、「環境保護になる」と考えて海洋葬を希望したという。また、「生態に優しい」、「国の発展のためによい」や「国の呼びかけに答える」と考えた遺族によって「海中沈葬」で葬られた故人は3人である。さらに、インタビュー対象者のうち、4人が将来自分も海洋葬を選びたいと言い、その中の1人は「人は自然から生まれ、自然に戻る」という政府の宣伝文句をそのまま復唱した。「海洋葬で自然に戻る」・「海洋葬は環境に優しい葬制である」という宣伝文句は、「伝統的な土葬は環境に優しくない」や「伝統的な土葬は自然への還元ではない」という考えにつながるため、筆者は違和感を持つが、故人・遺族はそれに対して疑問を抱かず、政府の宣伝をそのまま受け止めていた。「海洋葬は環境や生態に優しいから、海洋葬を選ぶ」と「国の政策に応えたい」と考える故人・遺族が少なくないことは、海洋葬の普及において政府の推進する政策・宣伝の影響を示すものであろう。つまり、海洋葬の選択においては、政府の影響が大きいといえる。その他、調査対象の中には、将来墓を管理する人がいなくなることを心配したために、故人の遺骨や、すでに墓地に埋葬されて

いた遺骨を取り出し、あらためて「海中沈葬」にした遺族もいた。また、子供がなく、単身で死亡した故人が海洋葬を希望するケースもある。それは、墓の継承者に関する二つの問題を反映する。一つは、未婚や少子化による継承者の不足であり、もう一つは、継承者による墓の管理・維持が難しいということである。

表2 中国の未婚人口比率

	1995年	2000年	2005年
15～29歳の未婚率	51.54%	59.17%	65.89%
15～35歳の未婚率	38.23%	40.80%	45.71%

上の表2のように、中国の15～35歳までの未婚率は増加しつつある³⁷。また、第六回（2010年）の国勢調査により、中国の合計特殊出生率はわずか1.3で、同時期の日本の1.39よりも低く、0～14歳の青少年の人口比率は16.6%しかない（15～18%は深刻な少子化を意味する）³⁸。1980年代から実施されてきた「独生子女政策（一人っ子政策）」³⁹によって、出生率は減少しつつあり、2030年になると、総人口が減少すると予想されるので、2014年1月から、中国の各省は徐々に「一人っ子政策」を廃止し、「単独二孩政策（夫婦のうち1人が一人っ子であれば、2人までの子供を育てることができる）」に改めて実施し始めた⁴⁰。しかし、その政策を実施した後の2015年の出生人口が2014年と比べて減少した結果、中国の人口減少は恐らく上記より7年早く起きると予想されている⁴¹。また、将来、自分の子供がきちんと墓参りをするかどうかを心配している人もいる。例えば、筆者は2015年8月28日に、大連市のある共同墓地で、墓参り（父母の墓）をしている60代の男性に聞き取り調査をした。彼の娘（一人っ子）は一回だけ墓参りに来たが、その後、二度と来なかった。彼は現在の子供が葬送・祭祀に対して関心がないと考えており、将来、自分は海に散骨されたいと語っていた。

1980年から実施された一人っ子政策で生まれた人は、2016年現在36歳以下であり、彼らの子供は将来、祖父2人、祖母2人、両親の計6人の世話、さらに墓の購入・管理をしなければならない。1人または夫婦合葬の墓が主流である⁴²中国では、それは極めて大きな負担である。例えば、筆者は2015年8月25日に、大連市におけるある共同墓地の墓の値段について調査した。最も安い墓は33,900元（約52万円）、最も高い墓は297,000元（約454万円）であった。また、北京市のような人口密集都市では、住宅価格の高騰同様、墓の価格も安くない。曾寒柳（2015：371-373）によると、2014年上半期の北京市中心部の葬制費用は平均8万元（約122.4万円。費用の87.5%は墓の購入費）であるが、2013年北京市民の平均月収は5,793元（約8.8万円）しかないため、92%の北京市民は共同墓地の価格が高すぎている。筆者の海洋葬参加見学時の対面調査の際には、特に経済的問題についての言及はなかったが、上述したような、多くの若者が抱える膨大な経済的負担を考えると、子に対して葬儀費の負担をかけたくないために海洋葬を選択する親がいるのは事実であろう。2014年5月10日の上海市の海洋葬の参列者からは、「現在、子供たちは忙しく、仕事の重圧があり、

墓参りの時間が取れないため、家の中で故人を偲べばそれで十分だ」という声も聞かれた⁴³。これは墓の購入価格が桁外れに高いということだけでなく、祭祀の時間の融通すらも今の時代の人々には負担になってきた、あるいはそう感じるようになってきていることを意味しているのではないだろうか。

日本では、なぜ海洋葬を選ぶのか。上述の三度の体験クルーズ（海洋葬体験活動）で、海洋葬希望者の計12人に対してアンケート調査を行った。「海洋葬を希望する理由」という質問において、最も多く選択されたのが「自然に還る」という選択肢である。「子供に負担をかけたくない」という選択肢は2位であり、「墓の維持・管理が難しい（継承者がいない等）」と「海が好き」は並んで3位を占めた。「子供に負担をかけたくない」と「墓の維持・管理が難しい」は中国と同じような社会問題（例えば、墓の高価格⁴⁴、少子化の問題⁴⁵、未婚率の上昇⁴⁶等）の下で生まれたものである。「自然に還る」または「海が好き」という選択肢を選んだ希望者は、「自然に対して普段どういう感覚を持っていますか」という質問に対して、「人間は自然の一部、自然に帰属する」と答えた人が最も多い。また、「人間は自然の一部、自然に帰属する」と答えた人の一部に対しては、インタビューでさらに問うと、この「人間は自然の一部、自然に帰属する」は中国の「自然から生まれ、自然に戻る」とは別の意味だと判明した。

5. おわりに

本稿では、中国の海洋葬の実施状況と特徴を、大連市を例に取り上げ、申請方法や実際の式進行について触れながら、日本の東京都の例を比較の対象として分析した。その結果、以下の結論に至った。

日本の海洋葬が会社や協会によって実施されているのに対し、中国の海洋葬は全般的に政府の管轄下にあり、更に政府によって推奨されている。それにより、低価格の海洋葬や大規模な海洋葬が可能になるが、個別対応や自由選択は不可能である。中国の海洋葬は「散骨」ではなく、「海中沈葬」という形で行われ、その際、赤い袋の使用など、一般的な葬制と重なる部分があり、一般的な葬制と比べるとの境界が曖昧である。また、日本での海洋葬には環境保護の強い意識が見えることに対し、中国政府は、環境保護よりも土地の節約になる葬制として海洋葬を推進する傾向がより強い。「海中沈葬」という形式も日本の「散骨」ほど、環境保全につながらないだろう。中国では、政府の宣伝が人々の海洋葬の選択に対して大きな影響を与えているが、日本と同じように「子供に負担をかけたくない」や「継承者の問題」を理由に海洋葬を選んだ（または選びたい）人もいる。その他、日本では「自然に還る」という選択理由を挙げる人が最も多いが、中国ではそうではない。

中国では、政府が海洋葬の利便性の向上、経費無料化、「遺骨海中沈葬」に加えての遺族へのサービス向上に努めており、墓の価格高騰に伴う伝統的な墓制の維持や墓の購入の困難、未婚率の上昇や少子化による墓の管理の困難から、海洋葬のさらなる発展が期待され、中国人のための優れた葬制の一つとして定着することは間違いがない。同様な問題をかかえる日本でも、今後、政府の関与による経費の削減などによって、海洋葬の拡大が実現する可能性もあると筆者は考える。

注

- 1 本稿で研究対象とした中国遼寧省大連市の広報には、海洋葬を「将骨灰撒入大海的一种殡葬方式（海に遺骨を撒く葬儀）」と定義されている。
- 2 本稿では故人を思い出す行事を祭祀とする。
- 3 例えば、2013年3月30日、上海市主催の「濱海古園」での海洋葬共同祭祀には、400人以上の遺族が参列した（『新聞晩報』2013年3月30日）。
- 4 朱金龍（1996：14-15）は遺骨の処理方法を「保存類」・「廃棄類」に二分する：海などに散骨するのは廃棄類の処理方法であり、どこかに埋葬または安置するのは保存類の処理方法である。
- 5 民政部、民政部と民政局の区別はレベルの違いである。民政部（中華人民共和國民政部の省略）は、中華人民共和國國務院に属する国レベルの行政部門（日本の総務省に相当）。民政部は各省のレベル。民政局は各市のレベル。
- 6 NPO法人「葬送の自由をすすめる会」、<http://www.soso-japan.org/sjs/>（2016年10月3日最終閲覧）
- 7 ブルーオーシャンセレモニー、<http://www.352.co.jp/about/>（2016年10月6日最終閲覧）
- 8 一般社団法人日本海洋散骨協会ホームページ、<http://kaiyousou.org/member.html>（2016年10月4日最終閲覧）
- 9 この協会は遺骨の半分を散骨し、残る半分を永遠供養にするというサービスを提供している。
- 10 各会社や協会の主催する海洋葬は各会社や協会に申請する。
- 11 「散骨・海洋葬ネット」ホームページ、<http://www.kaiyoso.com/shurui/>（2016年10月5日最終閲覧）
- 12 会社により金額はそれぞれ異なるが、費用の概算（目安）については、個別散骨が15～40万円程度、合同散骨が10～20万円程度、委託散骨が10～20万円程度である（参考資料は同上）。また、「エンディング産業展2016」に取材した株式会社銀河ステージのオーシャンメモリアル（海洋散骨）が提供するプランの金額はハウスボートクラブと同じだが、プランに含まれるサービスは相違があり、オプションも異なる。
- 13 「集体海葬（集団海洋葬）」とは、各家庭が別個に海洋葬を行うのではなく、政府主導で、複数家庭が同じ船に乗り込み、合同で海洋葬を行うことである。
- 14 北京市、上海市、天津市は「直轄市（中国中央政府による直接管轄市）」である。
- 15 『新快報』2016年4月5日；汕頭市民政局、<http://mzj.shantou.gov.cn/shownews.asp?id=2480>（2016年6月9日最終閲覧）、参照。
- 16 『工人日報』・網易新聞転載、<http://news.163.com/14/0406/07/9P4N0MM300014AEE.html>（2016年6月6日最終閲覧）；中国鉄嶺、<http://www.tielingcn.com/2016/0330/141599.shtml>（2016年6月6日最終閲覧）；鞍山民政、<http://www.asnz.gov.cn/webc/second/docContent.jsp?oid=12438>（2016年6月6日最終閲覧）；人民網、<http://hlj.people.com.cn/n2/2016/0404/c220024-28074412.html>（2016年6月7日最終閲覧）、参照。
- 17 中国社会科学院、http://iple.cass.cn/rkxzt/yjyts/llh/201112/t20111228_1948580.shtml（2016年11月17日最終閲覧）
- 18 これについては、民政部のウェブサイト「火葬を推進し、土葬を改革し、海洋葬や樹木葬などの土地節約のための新しい葬制、特に、全く土地を使わぬ海洋葬の一層の推進」と明確に記されている（<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shsw/200912/20091200047451.shtml>、2016年8月4日最終閲覧）。
- 19 海洋葬と同じような検索方法を使って得たデータである（2016年11月1日22時30分最終検索）。
- 20 同注17
- 21 裴春悦他（2015：343）；『法制日報』2014年3月28日、参照。
- 22 大連市民政局ホームページ、<http://minzh.dl.gov.cn/web/guest/articleView?articleId=6F339396-9C05-0E7F-1B20-4C9BA61BBF4F>（2015年10月21日最終閲覧）
- 23 提出資料：申請者の「身份証（身分証：IDカード）」及びそのコピー（2部）、故人の死亡証明書（医学的な死亡証明書か除籍証明書2部）、故人の写真（裏面に故人の名明記）。各都市より提出資料には多少相

- 違があるが、故人の死亡証明書（または火葬証明書）と申請者（または参列者）の身分証明書の提出は大体一致している。例えば、深圳市では故人の火葬証明書または（殯儀館での）遺骨預かり証明書、参列者の身分証（コピー）の提出が必要（『深圳特区報』2015年11月16日）。
- 24 約30,600,000円。※1元=15.3円で計算（2016年8月7日の相場より、以下も同様）。
- 25 「黄色帯」(故人への思いを意味する)。「幸祈札」(故人が遺族と友人の平安・幸福を守るため)。「北斗七星幣」(古代銅貨の擬製品。方向を示し、故人が早く七星を踏まえ極楽に赴くため)。先秦時代(紀元前221年に秦による全国統一以前の時代)に北斗七星に関する信仰が存在していたが、魏晋南北朝時代(184-589年)から道教の新興により、北斗七星の信仰が発展、人間の生死を主宰する星になった(祝秀麗(1999:18))。
- 26 この時点まで、故人の遺骨は「骨灰盒(遺体火葬後、遺骨を入れるケース)」に保存されていた。
- 27 旧暦3月、春分から15日目にあたる節日。中国古来の先祖供養のための日で、現在は中華人民共和国の祝祭日である。日本のお盆に当たる年中行事である。
- 28 本稿では、現在の一般的な葬制と区別するため、改革前の葬制を「伝統的な葬制」と呼ぶ。
- 29 「固有」の「葬送儀礼」と区別し、火葬などの殯儀改革を経て、近代化以降大きく変化してきた葬送儀礼を「新式葬儀」(田村和彦(2014:185))と言う。
- 30 追悼会は共産党の考案ではなく、既に中華民国時代に生まれている(李春華他編(2005:307))。1944年、亡くなった長征の老兵士である張思徳の追悼会で、毛沢東が伝統的な葬儀に代わる追悼の会を支持する旨を公式に表明した(ホワイト(1994:314))。その後、「追悼会」は共産党の革命根拠地に広がった(李春華他編(2005:311))。
- 31 閩南網、<http://www.mnw.cn/news/shehui/1142193.html> (2016年10月11日最終閲覧)
- 32 中国網、http://news.china.com.cn/2016-03/30/content_38138656.htm (2016年5月26日最終閲覧)
- 33 朝日新聞、<http://www.asahi.com/articles/ASH9C5TRNH9CPTFC00P.html> (2016年10月11日最終閲覧)
- 34 「葬送の自由」は多義的であるが、90年代以降、「葬送の自由」において自己決定論が主張されるようになってきた(森謙二(2014:82))。「自己決定」とは、自分に関することを自分で決めることをいい、死の迎え方だけでなく、葬送や墓など、死後についても自分の意志を残したいと考える人が増えている(小谷みどり(2013:34-35))。その他、鈴木岩弓も2012年7月21日、朝5:30~6:00の仙台放送で「(前略)1980年半ば以降になると日本における死への態度が大きく変わってきました。例えば自分のお葬式の生前の予約など、自分の死への幕引きを自分本人がやる『自己決定』が推進されています」と述べた(http://www.ox-tv.co.jp/SA/lecture_03.html、2016年5月12日最終閲覧)。
- 35 2009年に『週刊朝日』で造られた言葉。2012年の流行語大賞に選ばれた。
- 36 新華網、http://www.bj.xinhuanet.com/bjpd_sdzx/2008-04/06/content_12885217.htm (2016年8月7日最終閲覧)
- 37 新華網、http://news.xinhuanet.com/newscenter/2007-12/25/content_7310828.htm (2016年10月13日最終閲覧)
- 38 第一財經、<http://www.yicai.com/news/2014/12/4048092.html> (2015年12月13日最終閲覧)
- 39 『京華時報』2015年10月30日
- 40 第一財經、<http://www.yicai.com/news/4746821.html> ; <http://www.yicai.com/news/4746821.html> (2016年6月9日最終閲覧)
- 41 参考資料は同上。また、「単独二孩政策」がうまく進まなかった理由は、80%以上の夫婦は住宅価格・物価・育児の費用が高いために二人目の子供を産む意欲がないことや、子供を世話する時間がないことなどである(『渤海早報』・網易新聞転載、<http://news.163.com/14/1211/08/AD61IBL100014AED.html>、2016年6月9日最終閲覧)。
- 42 例えば、北京市の石景山区の共同墓地では、その半分以上の墓が夫婦合葬である。1人で埋葬された墓は夫婦の一人が先に亡くなっている場合が多い。子と父母で合葬する場合は非常に稀にあるが、(子)夫婦と(父母)夫婦の合葬または(子)夫婦と(祖父母)夫婦の合葬はほとんどない(『北京晩報』ウェブサ

- イト・北晩新視覚、<http://www.takefoto.cn/viewnews-691850.html>、2016年8月7日最終閲覧)
- 43 騰訊新聞ニュース、<http://news.qq.com/photom/tuhua/haizang.htm> (2016年8月8日最終閲覧)
- 44 一般財団法人日本消費者協会 (2014:27)によると、過去3年間に「身内に葬儀のあった人」が葬儀にかけた費用の総額は、全国平均で1,889,000円(最高額:2,367,000円、最低額:1,343,000円)だと判明した。また、日本全国の墓の平均価値(永代使用料及び墓石の価値)は1,963,700円であり(いいお墓、http://www.e-ohaka.com/knowledge/before/market_price.html、2016年9月1日最終閲覧)、葬儀に相当するほどの高価格である。
- 45 厚生労働省の『人口動態統計』によると、日本の合計特殊出生率は低下しつつある(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai14/dl/gaikyou26.pdf>、2016年9月1日最終閲覧)。
- 46 「2010(平成22)年の総務省『国勢調査』によると、25~39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇している。男性では、25~29歳で71.8%、30~34歳で47.3%、35歳~39歳で35.6%、女性では、25~29歳で60.3%、30~34歳で34.5%、35~39歳で23.1%となっている。」(内閣府、<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/mikonritsu.html>、2016年10月13日最終閲覧)

参考文献

- 一般財団法人日本消費者協会 (2014)『第10回「葬儀についてのアンケート調査」報告書』一般財団法人日本消費者協会
- 国立歴史民俗博物館他編 (2014)『変容する死の文化-現代東アジアの葬送と墓制』東京大学出版会
- 小谷みどり (2013)『お葬式とお墓の45のこと』家の光協会
- 李伯森他 (2015)「総報告-中国殯葬事業発展報告(2014~2015)-」李伯森他編『中国殯葬事業発展報告(2014~2015)』社会科学文献出版社
- 李春華他編 (2005)『婚喪嫁娶』中国文史出版社
- 森謙二 (2014)『墓と葬送のゆくえ』吉川弘文館
- 村田ますみ (2013)『お墓に入りたくない! 散骨という選択』朝日新聞出版
- 裴春悦他 (2015)「北京市節地生態現狀調査与分析」李伯森他編『中国殯葬事業発展報告(2014~2015)』社会科学文献出版社
- 田村和彦 (2014)「葬儀と国家-近現代中国における人びとの葬儀」国立歴史民俗博物館・他編『変容する死の文化-現代東アジアの葬送と墓制』東京大学出版会
- 王夫子 (2014)「国家の墓管理-中国における葬儀の現狀と教育-」『変容する死の文化-現代東アジアの葬送と墓制』東京大学出版会
- 汪俊英 (2015)「殯葬地理与殯葬習俗の冲突与平衡-河南周口平坟事件引發的思考-」李伯森他編『中国殯葬事業発展報告(2014~2015)』社会科学文献出版社
- ワトソン、ジェイムズ・L (1994)「中国の葬儀の構造-基本の型・儀式の手順・実施の優位」ジェイムズ・L・ワトソン他編、西脇常記他訳『中国の死の儀礼』平凡社
- ホワイト、マーティン・K (1994)「中華人民共和国における死」ジェイムズ・L・ワトソン他編、西脇常記他訳『中国の死の儀礼』平凡社
- 山田慎也 (2007)『現代日本の死と葬儀-葬祭業の展開と死生観の変容』東京大学出版会
- 曾寒柳 (2015)「北京市殯葬消費調査」李伯森・他編『中国殯葬事業発展報告(2014~2015)』社会科学文献出版社
- 張新江他 (2014)「殯葬改革-海葬応作為殯葬新文化被傳承」『山東青年』第8期, pp.115
- 祝大鳴 (1996)「日本人的葬礼」『世界博覧』第10期, pp.47-48
- 朱金龍 (1996)「浅談骨灰处理的科学化」上海民間文芸家協会・上海民族学会編『中国民間文化(第十九集)』

中国における海洋葬の実施状況とその特徴 于 晶

— 喪葬文化研究』学林出版社

祝秀麗（1999）「北斗七星信仰探微」『遼寧大学学报（哲学社会科学版）』第1期，pp.18-21

